

養護者等による高齢者虐待対応指針  
(虐待対応マニュアル)

令和7年4月版

毛呂山町高齢者支援課  
毛呂山町地域包括センター

## 目次

1. 高齢者虐待対応指針について	4
2. 定義	4
(1) 高齢者	4
(2) 養護者	5
(3) 高齢者虐待	5
(4) セルフネグレクト	6
3. 予防	6
(1) 養護者におけるリスク	6
(2) 高齢者（被養護者）におけるリスク	6
(3) 世帯におけるリスク	7
4. 発見・通報	7
(1) 住民及び市町村の責務	7
(2) 通報時の対応	8
5. 安否確認・事実確認	8
(1) 虐待についての考え方	8
(2) 虐待の有無の判断	8
(3) コアメンバー会議	8
(4) 「疑わしい場合」についての考え方	9
6. 介入	9
(1) 対応方針の決定	10
(2) 立入調査	10
(3) 介入調査時の検討点について	10
7. 保護	11
(1) 居室を選択する際の確認事項	11
(2) 緊急的な居室の確保	11
(3) 分離の判断	12
(4) 在宅に戻る場合	12

8. 分離の継続	13
(1) 医療行為の必要性	13
(2) 本人の要介護度	13
(3) 認知症の程度	13
(4) 身の回りの事が出来るか否か	14
(5) 金銭的状况	14
(6) キーパーソンの有無	14
(7) 入所・入院以外での分離	15
9. 分離にあたっての注意点	15
(1) 避難先の開示について	15
(2) 避難先を開示しない場合	15
(3) 生活保護申請時の注意事項	16
(4) 住民基本台帳事務による支援措置	17
(5) マイナンバーカードについて	17
(6) 窓口での対応について	18
(7) 養護老人ホームに措置する場合の注意点	18
10. 養護者（虐待者）に対する支援	18
11. モニタリング・評価	19
(1) モニタリング	19
(2) 評価	19
12. 終結	20
13. 虐待事案に準ずる事案について	20
(1) セルフネグレクト事案について	20
(2) 消費者被害について	21
14. 虐待の防止のための措置に関する事項	21
(1) 虐待防止に係る組織内の体制	22
(2) 研修の実施	22
(3) 委員会等の開催	22

## 1. 高齢者虐待対応指針について

高齢者に対する虐待が深刻化・社会問題化する中で、2005年11月に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法という）が可決、成立し、翌2006年4月から施行された。この法律には、虐待を受けた高齢者（以下、被虐待高齢者という）の保護だけでなく、虐待をしている養護者への支援も盛り込まれ、その対応については、原則的に市町村がその中心的な対応（調査・介入・保護など）を担う責任があるとされている（高齢者虐待防止法第9条）。

本指針では、虐待を未然に防ぐための予防をはじめ、虐待事案が発生した場合の対応手順や方法、注意事項などについて記載しているほか、虐待事案に準ずる事案として、セルフネグレクト事案や消費者被害に係る事案などについても記載した。

当町の地域包括支援センター（以下、センターという）は町の直営であり、養護者等からの虐待事案については、町（行政）とセンターが一体的に対応するため、本指針も町（行政）とセンター共通の指針として作成している。

また、本指針は、センターが、指定介護予防支援事業所として整備すべき「虐待の防止及び発生に対応するための指針」としての機能も包含するものである。

なお、この指針は「毛呂山町地域包括支援センター運営方針」に付随する指針として作成されたものであるため、対象者は主に「養護者から虐待されている在宅高齢者」を想定しており、養介護施設等の事業従事者からの虐待事案については記載を省いている。

## 2. 定義

### （1）高齢者

「65歳以上の者」（高齢者虐待防止法第2条第1項）

※介護保険法の被保険者は65歳以上の者に限られていないため、65歳未満の者（第2号被保険者）への虐待が生じている場合も支援が必要となる（介護保険法115条の4第2項）。

※65歳以上の障害者の場合、高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法のいずれの支援対象にも該当するため、被虐待高齢者の状況を鑑みて対応する（法律間に優先劣後の関係なし）。

## (2) 養護者

「高齢者を現に擁護する者であって養介護施設従事者等以外の者」(高齢者虐待防止法第2条第2項)

※別居している親族や知人等も養護者に該当する場合がある。

本指針では特に、虐待を行った養護者については養護者(虐待者)と表記する。

## (3) 高齢者虐待

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

※高齢者虐待防止法では「養護者」及び「養介護施設従事者等」から受けるものを高齢者虐待としているが、本指針では特に、「養護者」からの虐待について記載し、「養介護施設従事者等」からの虐待については記載を省いている。

### ●虐待の種類について

虐待の種類	定義
①身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じさせるおそれのある暴行を加えること 例) 殴る、蹴る、つねる、拘束する、刃物で脅す、火傷させる、毛髪を引張るなど
②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、擁護を著しく怠ること 例) 食事を与えない、必要な医療・介護を受けさせない、極端に不衛生な環境におくなど
③心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 例) 暴言、言葉の脅し、無視など
④性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること 例) 性行為等の強要、性器等の撮影、衣類を着用させないなど
⑤経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

	例) 年金や貯蓄の使い込み、財産を勝手に処分することなど
--	------------------------------

#### (4) セルフネグレクト

高齢者自身により、身体面・生活面・金銭面等において悪影響を及ぼす行為を継続すること。具体的には以下のような行為が想定される。

- ・ 必要な介護、医療サービス等の拒否
- ・ 自傷行為や服薬の拒否
- ・ 薬物やアルコール、ギャンブル等への依存
- ・ 多重債務等による極度の生活困窮
- ・ 犬猫等の動物の不適切な環境下での多頭飼育
- ・ ゴミや不要物のため込み（ゴミ屋敷）
- ・ 排泄物の不適切な処理
- ・ 食事や入浴などの拒否

これらの行為により「生活行為や健康の維持困難」「心身への負担及び経済的困窮」「極めて不衛生な生活環境」など、本人によって自身の権利が侵害され、心身に重大な危険が生じるおそれや孤立死に至るリスクがあるため、虐待事案に準じた対応が必要となる。

### 3. 予防

虐待を未然に防ぐために、リスク要因を把握して対応することが望ましい。主なリスク要因は下記のようなものがある。

#### (1) 養護者におけるリスク

- ・ 養護者が一人で介護している（1対1介護）
- ・ 介護サービスを利用せずに介護している
- ・ 介護のために離職している
- ・ 養護者に精神疾患や認知機能低下がある
- ・ 近隣住民との関わりがなく地域から孤立している
- ・ 完璧主義者である
- ・ 過去に高齢者（被養護者）からDV等を受けたことがある

#### (2) 高齢者（被養護者）におけるリスク

- ・ 認知症である
- ・ 介護に対する拒否がある
- ・ 失禁がある

- ・ 養護者に対する暴言や悪態がある
- ・ 過去に DV 等を行っていた

### (3) 世帯におけるリスク

- ・ 生活困窮世帯である
- ・ 高齢者（被養護者）の年金で生活している
- ・ ひきこもりやアルコール等の問題を抱えている
- ・ 世帯内の確執がある
- ・ 過去に DV 等があった世帯である

これらのリスクが存在する場合、虐待事案に発展しやすい傾向にある。なお、個別のリスクの存在だけで虐待が発生する訳ではなく、これらのリスク要因が複数存在する場合に虐待リスクは高まる。

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導、助言を行うものとされている（高齢者虐待防止法第6条）。

上記のように、リスク要因が複数存在する世帯を発見した場合には、虐待が発生する前にリスクを低下させるための支援（例：介護保険サービスの利用、介護者のつとめへの参加など）が重要である。

## 4. 発見・通報

### (1) 住民及び市町村の責務

虐待事案について、第一義的な対応の責任は市町村にある。しかしながら、その発見について市町村の力だけでは不十分である。高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることから、高齢者虐待を早期発見に努めなければならない（高齢者虐待防止法第5条）。

また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は市町村に通報するように努めなければならない（高齢者虐待防止法第7条）。

なお、高齢者虐待の通報を受けた市町村は、通報をした者を特定出来る情報等を漏らしてはならないと規定されている（高齢者虐待防止法第8条）。

市町村は通報に対して迅速に事実確認を行い、虐待を認めた場合には適切に対処する必要がある（高齢者虐待防止法第9条）。「家族の問題だから立ち入り出来ない」と見て見ぬふりをするなど、適切な対応を怠った場合には行政の不作為責任を問われる場合もある。

児童虐待の原則（４８時間ルール）を参考に、通報を受けてから４８時間以内の安否確認・事実確認を行うことが望ましい。

## （２）通報時の対応

デイサービスの入浴中に身体に痣を発見した場合など、事業者からの通報については、可能な限りその部位の写真を撮影するなど事実確認に繋がる形跡を保存しておいてもらうようにする。

警察署から虐待事案通報票が届いた場合には、事案の詳細を警察に確認したうえ、訪問等により状況を把握する。

警察からは、その後定期的に状況確認の連絡が入るので、状況の変化に注意して、町として今後の見立てや支援の方向性などを警察と共有しておくことよい。

## 5. 安否確認・事実確認

### （１）虐待についての考え方

虐待は「客観的事実」をもって判断するものであり、「虐待している側」「虐待されている側」いずれの自覚の有無も必要ない。

「本人のために」「良かれ」と思って行ったことであっても、結果として虐待と判定せざるを得ないケースもある。

また、虐待と判断をしたからといって、必ず養護者（虐待者）に対して虐待である旨の告知が必要というわけではない。

なお、その目的は、あくまで「高齢者の権利を護ること」であり、「養護者（虐待者）の非難や処罰」ではない。

### （２）虐待の有無の判断

虐待の有無の判断については、客観的事実（本人の権利が侵されているかどうか）に基づいて判断する。虐待があると認められる場合（以下、虐待の認定という）は、高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づき、市町村の責任において虐待状態の解消のため動く。

虐待の認定を行ったときは、併せて緊急性の判断を行うことが必要であり、当然、緊急性が高いほど早急な対応（介入）が求められる。

### （３）コアメンバー会議

虐待の有無及び緊急性の判断については、市町村の意思決定の場として、行政の担当者及び担当部局の管理職で構成するコアメンバ

一会議により行う。

なお、虐待の有無及び緊急性の判断の参考とするため、事前に担当ケアマネジャーや民生委員のほか、医師や警察からの意見を聴取しておくことも重要である。

●当町の高齢者虐待コアメンバー会議参加者

- ①ケース担当職員
- ②センター管理者
- ③高齢者福祉係長（高齢者虐待対応担当係）
- ④高齢者支援課副課長
- ⑤高齢者支援課長

①～③で事案に関する情報の収集、関係者からの意見の聴取等を行い、④⑤を含めて虐待の有無及び緊急性の判断を決定する。併せて、行政として対応（介入）することの判断を行う。

（４）「疑わしい場合」についての考え方

虐待の有無の判断において、虐待を受けたと思われる高齢者が認知症等により認知機能が低下している場合、本人からの聴取結果が曖昧で「虐待の事実」が分からないことが多い。このような場合、あくまで客観的事実を積み重ねたうえでなお、分からない場合は、「疑わしい」ものとして対応する。刑事裁判では「疑わしきは罰せず」つまり「グレーは白として扱う」ことが基本であるが、虐待事案においては「グレーは白」ではない。疑わしきは疑い、グレーはグレーとして取り扱う。

例）認知症高齢者の身体に複数の痣がある

- ・養護者は「分からない」「自分が不在のときに出来たもの」と答える

→養護者が暴力行為を行った可能性は高いと考えられるが、実際に暴力行為を行ったかどうかは分からない。この場合の「事実」は「身体に複数の痣」があることである。認知症高齢者が単身又は養護者と過ごす時間の中で、結果的に「身体に複数の痣」が出来るという「事実」から、現在の生活状況は高齢者にとって相応しくない環境であるものとする。

## 6. 介入

虐待事案の介入にあたっては、コアメンバー会議において、どのようなタイミングで、どのような形の介入を行うべきかを検討する。

当然、虐待の種類や想定される被害によってタイミングも方法も異なるが、介入の方向性及び窓口の一本化を図る必要がある。

#### (1) 対応方針の決定

介入の方向性が定まったら、緊急的なケース会議を開催して対応方針を決め、関係者間の意思統一を図る。各専門職がそれぞれの立場から意見を出し合い、被虐待高齢者の生命・身体の安全確保を最優先に検討する。

対応方針、支援の内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等を協議し、特に緊急性の高い身体的虐待や重度のネグレクトに関しては一刻も早い介入が求められるため、可能な手段から適切なものを選択して介入する。

#### (2) 立入調査

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときには、立ち入り調査または質問をすることが出来る（高齢者虐待防止法第11条）。立ち入り調査の権限は市町村職員又は直営センターの職員に限られる。

立ち入り調査に際して、高齢者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点（養護者からの物理的な抵抗等を想定）から、必要に応じ警察署長に対し援助を求める（高齢者虐待防止法第12条）。

#### ● 援助を求める先

西入間警察署生活安全課 電話：049-284-0110

#### (3) 立入調査時の検討点について

##### ア. 立入調査に際して把握すべき主なポイント

- ・ 立ち入りの要否
- ・ キーパーソンの有無
- ・ 分離保護（一時保護）の要否
- ・ 金銭的状况
- ・ 被虐待高齢者の判断能力
- ・ 被虐待高齢者の医療依存度
- ・ 協力機関（事業所、警察など）

##### イ. 状況により並行して検討すべきポイント

- ・ 成年後見制度の利用

- ・生活保護の申請
- ・年金振込通帳の変更
- ・住民基本台帳の支援措置申出

## 7. 保護

介入の結果、養護者（虐待者）と被虐待高齢者を分離保護（一時保護）する必要があると判断した場合には、緊急的に居室の確保が必要となる（高齢者虐待防止法第10条）。居室の確保には、以下の事項を確認し適切に選択する。

### （1）居室を選択する際の確認事項

- ・急性期の医療が必要か（救急車の手配など）
- ・医療行為の必要性（虐待による傷病の治療、既往など）
- ・介護認定の有無（介護保険制度の利用可否など）
- ・本人の要介護度（特別養護老人ホームの入所可否など）
- ・認知症の程度（後見制度の利用が必要か）
- ・身の回りのことが出来るか否か（食事摂取、排泄、入浴など）
- ・金銭的状况（年金・預貯金額など）
- ・キーパーソンの有無（医療同意・連絡先・保証人など）

### （2）緊急的な居室の確保

本人の状況により緊急的な居室の確保には以下が考えられる。

<p>●入院が必要な場合</p> <p>病院（レスパイト的な利用可）</p> <p>丸木記念福祉メディカルセンター地域包括ケア病棟</p> <p>電話：049-276-1439</p>
<p>●身の回りの事が出来る場合 【町独自事業】</p> <p>生活管理指導短期宿泊事業（養護老人ホームレベル）</p> <p>やまぶき荘 電話：049-231-1551</p> <p>薫風園 電話：049-276-1945</p>
<p>●身の回りの事が出来ない場合 【町独自事業】</p> <p>生活管理指導短期宿泊事業（特別養護老人ホームレベル）</p> <p>悠久園 電話：049-295-2000</p> <p>ななふく苑 電話：049-276-5313</p>

これらは、虐待発生直後から安全確保するための緊急避難的な意味合いで利用されるものであり、一時保護先である。この一時保護

の期間は 1 週間から 10 日程度（地域包括ケア病棟は最長 2 ヶ月）であるため、この期間中に次の（3）の対応を検討をすること。

### （3）分離の判断

「在宅（養護者のもと）に戻るか分離を継続するか」を判断する際に大切なことは、虐待リスクを解消（軽減）させ、本人の「安心して生活する権利」を回復することである。

虐待の内容、被虐待高齢者の状況（体調面・精神面）、養護者（虐待者）の状況（繰り返しの可能性）、被虐待高齢者及びキーパーソンの意見等を勘案し決めていく必要がある。

### （4）在宅に戻る場合

在宅（養護者のもと）に戻る場合には、養護者（虐待者）とも面談のうえ、虐待に繋がった原因を明らかにし、その原因を解消（軽減）するような支援（介護保険サービスのような公的なものだけでなく、地域の見守り活動等のインフォーマルサービスも含めて）を用意したうえで在宅に戻していく。

例）一時保護していた被虐待高齢者を在宅に戻す場合の支援

- ・介護保険のデイサービスを利用する

- 物理的に離れることができ、養護者（虐待者）の自分の時間が確保されストレスが軽減する

- ケアマネが定期的に訪問することで、環境の変化や養護者（虐待者）のストレスを察知する

- 定期的にデイサービスに通い、入浴することで、全身状態（痣など）の確認が行うことができ、虐待再発の場合の早期発見に繋がる

- 行政以外にケアマネやデーサービス職員など複数の目が入ることで虐待再発の抑止力になる

行政として、養護者（虐待者）に対し「今後、このような行為が続くようであれば本人（被虐待高齢者）と一緒に生活することは出来なくなる」と指導することも大切である。

一方で、高齢者虐待防止法では養護者（虐待者）に対する支援も定められており、ストレスの軽減のほか、養護者（虐待者）の特性に応じた支援も必要である。養護者（虐待者）に対する支援については「10. 養護者（虐待者）に対する支援」で改めて記載する。

## 8. 分離の継続

分離を継続する場合には、この先暮らしていくための居室（入所・入院先）を選択して、被虐待高齢者が安全に生活出来る環境を整える必要がある。

居室を選択する際の確認事項

- ・医療行為の必要性（虐待行為による傷等の治療、既往など）
- ・本人の要介護度（特別養護老人ホームに入所可能か）
- ・認知症の程度（成年後見制度の利用が必要か）
- ・身の回りのことが出来るか否か（食事摂取、排泄、入浴など）
- ・金銭的状况（年金・預貯金額など）
- ・キーパーソンの有無（金銭管理、保証人など）
- ・入所や入院以外の分離可能性（アパート等で単身生活できるか）

これらの事項を勘案し、今後の生活の場を検討する。以下に各事項ごとの特に確認すべき点を示す。

### （1）医療行為の必要性（虐待行為による傷等の治療、既往など）

- ・医療依存度の高いケースか（施設では対応出来ない程度か）
- ・精神的に不安定なケースか（医療保護入院が必要な程度か）
- ・介護医療院で対応可能か

※入院の場合には病院のMSW（医療相談員）にも事情を説明し協力してもらう

※医療保護入院の場合は、親族の医療同意者が必要になる。通常はキーパーソンとなる人が同意者となることが望ましい。身寄りが無い場合などは、町長同意（保健センター対応）により入院となる。

### （2）本人の要介護度（特別養護老人ホームに入所可能か）

- ・要介護3以上であれば特別養護老人ホームの入所を第一選択肢にする場合が多い
- ・虐待事案であることを施設に伝え、緊急度を上げてもらう
- ・要介護2以下の場合でも、「特例入所」の対象として認めてもらえないか保険者（介護保険係）に相談する

### （3）認知症の程度（成年後見制度の利用が必要か）

- ・成年後見制度は本人の権利を擁護する一方で、本人の権利を制限してしまう側面もある。「認知症がある＝成年後見制度」と画

一時的に判断することはせず、他の制度や方法で対応できるときはそちらを優先する

- 本人にある程度判断余力が残っている場合には、社会福祉協議会のあんしんサポートが利用できる場合がある
- キーパーソンがおらず認知症がある場合、入所の契約や金銭管理等において成年後見制度等の利用を求められる場合が多い
- 成年後見制度の利用以外に問題解決の手段がなく、申立を行う親族も居ない場合には、成年後見制度の町長申立を検討する
- 虐待事案などの緊急的ケースの場合、詳細な親族調査や財産調査を省いた状態であっても町長による成年後見申立が認められている
- 後見人等が選任されたことによって虐待対応が終了するわけではなく、後見人等と連携を図りながら支援を継続していくことが必要である

#### (4) 身の回りのことが出来るか否か（食事摂取、排泄、入浴など）

- 本人の ADL 及び IADL により入所出来る施設の選択が変わる
- 身の回りのことが出来る場合は、軽費老人ホーム等も選択肢に入れて考える

※サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどは身の回りのことが出来る時期から入所して、看取りまで対応可能な施設もある。また、身寄りが無くても入所出来る施設も増えてきており、施設との契約により金銭管理サービス等に対応している施設もある。

#### (5) 金銭的状况（年金・預貯金額など）

- 年金額や預貯金の額により入所出来る施設の選択肢が変わる
- 被虐待高齢者の年金振込通帳や預貯金の通帳を養護者（虐待者）が管理している場合は、返還してもらう必要がある
- 返還に応じない場合や養護者（虐待者）による使い込みが明らかかな場合は、金銭的虐待と判断して対応することも検討
- 緊急的な預貯金保護の手段として、金融機関に連絡をして一時的に出金の停止を依頼することが出来る
- 年金振込通帳を返還してもらえない場合、年金の振込先変更手続きが出来る
- 通帳類が何もない場合には、金融機関と協議のうえ、再発行手

続を行うが、金融機関に本人が出向く必要があるのか、キャッシュカードの店舗受取（通常は住所地への郵送）が可能かなどを相談する

- ・無年金の場合や国民年金のみなど収入額が少なく、最低限度の生活が維持できない場合は福祉課とも協議しつつ、生活保護申請を視野に入れて考える

#### （６）キーパーソンの有無（金銭管理、保証人など）

- ・キーパーソン（虐待者以外の家族など）の有無により、施設入所時の契約や入所時保証人、緊急時の医療行為同意、延命治療の判断、死亡時の引き取りなどを検討する
- ・キーパーソンが支援出来る範囲を相談しながら調整する。本人に認知機能低下がある場合などは、キーパーソンが後見申立を行うことも考えられる

#### （７）入所・入院以外の分離（アパート等で単身生活できるか）

上記のような事項を勘案し今後の居室を探していくことになるが、ADLの低下等なく、介護の必要性も低い場合、施設ではなく民間のアパート等の賃貸住宅で生活し、自立を目指すことも考える。

被虐待高齢者自身には、家族と分離する覚悟（親族と連絡を取らない、前居住地に近づかないなど）を持つことが施設入所以上に強く求められる。

生活困窮が予想される場合、福祉課や福祉事務所に相談のうえ生活保護の申請も検討。アパート等が見つかるまでの期間、無料低額宿泊所を利用することや、アパート探しに関して福祉事務所で配置している住宅ソーシャルワーカーの支援を受けられる場合もある。

また、転出先の居所が養護者（虐待者）に知られないように「住民基本台帳事務による支援措置申出書」による支援措置を受けることも検討する。

### 9. 分離にあたっての注意点

#### （１）避難先の開示について

分離にあたっては、避難先（施設・病院・アパートなど）を養護者（虐待者）に開示するか否かを検討する。

養護者（虐待者）が避難先を知っても反応を示さない場合（無関心な場合）や、分離をしてしまえば虐待の心配が無くなるケースに

は、避難先を開示することも考えられるが、事前に避難先（病院や施設側）の意向も踏まえて慎重に判断する必要がある。

反対に、養護者（虐待者）が被虐待高齢者またはその財産に対し執着が強い場合には、連れ戻すために避難先に乗り込んだり、避難先に対して恫喝的な態度を取ることなどが考えられ、被虐待高齢者だけでなく他の入居者や職員に対しても危険が及ぶ可能性があることから、避難先を開示せずに対応する。

## （２）避難先を開示しない場合

養護者（虐待者）に対し、入所先を開示しない場合には以下の２通りの方法から相応しい方法を選択する。介護保険は住所地特例となった場合でも、他の住民向けサービス（新型コロナワクチン予防接種など）は住民票の所在地で対応するものもあるため良く検討すること。

### ア．本人の住民票を元の住所地に置いたまま避難する

住基情報を変更しないため、養護者（虐待者）が住民票や戸籍の附票を入手した場合でも、避難先を知られることは無い。

介護保険関係書類等を避難先に送付先設定するなどして、養護者（虐待者）に避難先の情報が知られないようにする工夫が必要。

### イ．住民票を避難先に異動する

住基情報を変更するため、養護者（虐待者）が住民票や戸籍の附票を入手した場合に避難先が判明してしまう。これを避けるためには「住民基本台帳事務による支援措置申出書」による支援措置が必要。

## （３）生活保護申請時の注意事項

生活保護を申請した場合、福祉事務所には虐待案件であることを伝え、養護者（虐待者）への扶養照会など本人の入所先に繋がるような行動は避けるように注意を促すこと。

過去に、虐待案件で対応しているにもかかわらず、扶養照会書類の本人居住欄に施設名を記載した状態で扶養照会をかけて問題になった事例あるため、生活保護のケースワーカーとの意思疎通を密に行うことが重要。

生活保護の担当ケースワーカーとは可能な限り直接会い、課題を

共有し、支援方針や注意事項などを話し合うことで、顔の見える関係を築くことが大切である。

#### （４）住民基本台帳事務による支援措置

住民票を避難先に異動した場合には、養護者（虐待者）に避難先の住所を知られないように住民基本台帳事務による支援措置を申し出ることが出来るため必ず検討すること。

被虐待高齢者自身で申出を行うことが困難な場合には、支援を行う。申出書は住民課にあるので、可能であれば本人が必要事項を記載する。虐待対応で警察署に相談している場合などは「相談機関等の意見欄」を警察で記載してもらおう。特に警察が関わらず、行政のみで対応しているケースについては毛呂山町役場高齢者支援課名で意見欄を記載することも可能。支援を行う際は、原則として本人の同意を得ておくこと。

申出書は転出先の役所に提出する。提出時は窓口で支援措置の希望を確認されるため、被虐待高齢者本人が窓口に出向く必要がある。

また、転出元（毛呂山町）に転出先から支援措置の情報が届くまでタイムラグがあるため、転出手続きの際に転出元（毛呂山町）において仮措置（支援措置の仮設定）をしておくことも出来る。

なお、警察に相談をしているケースでは、転出によって管轄警察署が変更となる場合があり、その際は警察署経由で転出先を管轄するの警察署に報告・情報提供してもらおうように依頼する。

支援措置の効果（期間）は1年間のため、期間終了が近づく（終了1ヶ月前）と書類（期間終了のお知らせ）が送付され、延長（継続）の申し出がない場合は期間をもって支援措置終了となる。期間終了が近づいた際には、支援措置を終了した場合の危険性の有無や避難先（入所・入院の場合）の意見等を勘案して、継続するか終了するかを判断する。

#### （５）マイナンバーカードについて

マイナポータル上での税情報等の照会を行うと、その照会履歴が残り、その履歴を養護者（虐待者）が閲覧した場合、避難先が推測されてしまう恐れがある。

また、オンライン資格確認により被保険者情報等をマイナポータルで閲覧出来る。暗証番号がわかれば受診履歴等も閲覧出来るため、避難元にマイナンバーカードを置いてきた場合や養護者（虐

待者)がマイナンバーカードを管理している場合、養護者(虐待者)をマイナンバーカードの代理人に設定している場合はカードの停止をする必要がある。

● マイナンバーカード電子証明書等の一時停止

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話：0120-95-0178

(6) 窓口での対応について

養護者(虐待者)が窓口に来て本人の入所先の開示を求めることも想定される。あらかじめ、課内職員に対し対応記録をもとに事案の概要と養護者(虐待者)及び被虐待高齢者の氏名、対応(入所先の漏洩防止の徹底)などについて共有しておく。

回答については、「わかりません・知りません」ではなく「お答えできません」と回答し、養護者(虐待者)がしつこく居座る場合や暴力的・恫喝的な態度に出る場合には110番通報を行う。

(7) 養護老人ホームに措置する場合の注意点

養護老人ホームについては、行政の措置で入所する施設であり、一般会計を財源とするため、選択する場合は慎重に、他の選択肢がない場合に限り選択し、財政部局とも調整を行う。

なお、措置施設の入所にあたっては、毛呂山町老人ホーム入所判定委員会の会議(以下、入所判定会議という)に諮り、入所が適当であると判定される必要がある。

虐待事案等により急遽、入所判定会議の開催が必要になった場合には、担当者が各委員を持ち回り、入所の要否を判定してもらうこととなっている。

施設入所後もしばらくは、施設の相談員等と密に連携を取り報告相談が出来る体制を整えるとともに、定期的に訪問して本人の健康状態や施設での様子を面談により把握した上で、毎年開催される入所判定会議にて入所継続の要否を判定する。

10. 養護者(虐待者)に対する支援

高齢者虐待防止法の目的は「高齢者の権利・利益の擁護」であり、養護者(虐待者)を処罰したり排除することではない。高齢者虐待防止法の中では、養護者(虐待者)への支援の必要性も謳われており、

必要な範囲で支援をはかることが求められている。(高齢者虐待防止法第14条)

養護者（虐待者）の中には、自身も認知症のケースや精神障害、アルコールや薬物への依存、引きこもり、生活困窮など支援を必要とする何らかの背景が隠れている場合が多く、行政や関係機関に対し、支援を訴えることや助けを求めることが能力的に困難なケースも多い。

養護者（虐待者）に対しては、必要な範囲での支援として生活保護の相談へ繋げること、医療機関へ繋げること、障害福祉サービスに繋げることなど、高齢者支援課やセンター単独の支援ではなく、福祉課や保健センター、福祉事務所など関係機関と連携して支援に繋げることが必要である。

## 1 1. モニタリング・評価

### (1) モニタリング

分離の有無に関わらず、介入後はしばらくの期間、定期的なモニタリングを行い、状況の把握に努める。

分離を行わない場合のモニタリングでは、養護者（虐待者）と被虐待高齢者との関係性の変化に注目する。再度、虐待が起こらないように（虐待時の状況に戻らないように）注意しつつ、養護者（虐待者）の負担軽減に繋がるようなサービスの導入などすすめる。既にサービスが導入されている場合には、事業所からの情報もモニタリングの参考とする。

分離を行った場合のモニタリングでは、分離後の被虐待高齢者の状況（身体状況・精神状況・財産状況など）を把握し、居室（施設や病院）での様子を相談員などから聴取しておく。居室が医療機関の場合には、今後の見立て（傷病の予後予測、転院・退院等の情報）も併せて確認しておく。

### (2) 評価

モニタリングで得た情報は虐待対応のケース会議において報告し、支援状況についての評価を実施する。評価の場面では、以下のポイントを重点的に検討を行う。

- ・援助内容は達成されたか
- ・新たな状況変化や問題は発生していないか
- ・被虐待高齢者や養護者（虐待者）のニーズや思いに変化はあったか

- ・ 援助内容は適切であったか
- ・ 被虐待高齢者や養護者（虐待者）が現在の対応や方針についてどう考えているか
- ・ 各関係機関がニーズに基づいた役割対応を行っているか

## 1 2. 終結

虐待対応の終結要件は「虐待が解消されたと確認が出来ること」である。これには2種類の場面が想定される。

1点目は、援助目標が達成され、虐待状況が消失した場合。被虐待高齢者、養護者（虐待者）ともに関係性が変化し再度虐待が発生することがない状態。

2点目は、継続的な入院や入所、養護者（虐待者）が知らない場所への転出、死亡など養護者（虐待者）と被虐待高齢者が完全に分離する場合。終結は以下の点に注目して判断を行う。

- ・ 虐待、権利侵害が継続して発生していないか
- ・ 虐待、権利侵害の発生した要因を見つけ出し、再発防止策がとられているか
- ・ サービスの導入等により養護者（虐待者）の負担軽減や見守り体制が整い、高齢者及び養護者（虐待者）の安定した生活が維持されているか

終結時には、終結の理由を必ず記録として残しておき、終結後は、必要に応じて虐待防止のための相談、助言・指導を実施出来る体制を整えておくことが必要である。

## 1 3. 虐待事案に準ずる事案について

高齢者虐待ではないが、セルフネグレクトや消費者被害の事案は、「高齢者の権利が侵害されている」という観点からすれば虐待対応に準じた取り扱いをし、権利擁護としての支援が必要となる。

いずれも、行政・センターだけでなく、ケアマネジャーや事業所、社会福祉協議会、医療機関、警察、消費生活支援センター、民生委員など様々な機関と連携しながら対応していくことが重要である。

### （1）セルフネグレクト事案について

極端に不衛生な生活環境・ゴミ屋敷・動物の多頭飼育などの住環境問題や、極度の生活困窮・多重債務・受診拒否・服薬拒否・自傷行為などの自虐的問題、過度の飲酒喫煙・薬物依存・ギャンブル・

過度の消費行動などの依存的問題。これらの問題により生活に支障を来しており、その状態が継続し、自らの意思でその状態を放置すること又は、状況の改善を拒否することをセルフネグレクトと呼ぶ。

セルフネグレクトは「自己に対しての虐待行為」であるため、養護者（虐待者）が不在（居ない）という点以外は通常の虐待事案の対応を基本とする。しかしながら、虐待者が不在が故に対応が難しい問題でもある。現に高齢者虐待防止で規定する虐待ではないため、法に基づく対応がグレーである。

セルフネグレクト事案では、特に認知機能が低下しているか否かに注意する必要がある。認知機能の低下が明らかな場合は、不適切な状態に陥った原因は「認知機能低下による判断能力の欠如」の可能性を考慮し、権利擁護の観点から成年後見制度の利用と並行しつつ、身体的・精神的な安定が図れるような環境の整備を行う。

認知機能の低下が無い場合は、本人の望む生活（いわゆる愚行権）との兼ね合いが難しい。可能であれば、本人に対して影響力のある人物からの接触を試みることや、配食サービスなどの見守り事業から介入するなどして関係性を構築しつつ、緊急時の対応を見据えて親族調査を行うなどの対策をとる。

不適切な状況の解決には、福祉事務所・医療・司法関係者・警察・民生委員等だけでなく、NPO や清掃事業者などインフォーマルな機関の協力も必要である。

## （２）消費者被害について

消費者被害事案は虐待・被虐待という関係性ではないものの、「高齢者に対する権利侵害」という点においては、虐待事案と同様に行政やセンターの介入が必要となる。

特に、認知機能低下による判断能力の低下が原因で消費者被害や詐欺被害にあうケースが多いため、権利擁護の観点から成年後見制度の利用も検討する。

また、事案によっては、同一地域で同時多発的に発生することもあるため、警察及び消費生活相談員などの専門職以外に、民生委員や在宅の介護事業所（ケアマネジャーやヘルパーなど）、さらには地域見守りネットワークなどとも連携しながら見守りを強化する必要がある。

## 1 4. 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 虐待防止に係る組織内の体制

ア. 責任者の選定

以下のとおり、虐待の防止に対応する責任者を定める（高齢者虐待防止法第15条）。

高齢者支援課：高齢者福祉係長

センター：管理者

イ. 権利擁護に関する相談を担当する職員の選定

利用者及びその家族等からの権利擁護に関する相談については、原則として社会福祉士が担当する。しかしながら、その支援にあたっては、各専門職がチームとなり対応する。

(2) 研修の実施

虐待防止に関係する職員（センター職員含む）は埼玉県が実施する「高齢者虐待対応専門員研修」を受講すること。

特に虐待に関する相談・介入など直接的な虐待対応を担当する職員については埼玉県が実施する「高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修」を受講することが望ましい。

また、虐待対応だけでなく、成年後見制度や消費者被害、セルフネグレクトなど権利擁護に関する研修を定期的に受講する体制を整える。

(3) 委員会等の開催

令和6年度末までに、虐待の防止及び発生に対応するための委員会等を整備し、定期的な開催をおこなう。